

第53回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成27年11月25日(水) 13時00分～13時45分

場 所 広島大学学士会館レセプションホール

出席者 学外委員：有本，岡谷，北島，郷，白石，佃，間田の各委員
学内委員：越智，坂越，佐藤，吉田，高田，平川，松ヶ迫の各委員

欠席者 学外委員：ギナンジャー委員，國井委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，寺本副学長，河野副学長，神谷副学長，生和監事，高橋監事，
竹内学長補佐，大島学長特命補佐，畑尾学長特命補佐，土肥学長特命補佐，
飛田学長特命補佐，
岡本副理事，松浦副理事，盛井副理事，松尾副理事，西嶋副理事，青山副理事，石川副理事，
山内副理事，高橋副理事，三分一副理事，下田副理事，吉岡副理事，大淵副理事，
小谷副理事，眞田副理事，緒方副理事，河村学長室長，
瀧経済学部長，木原医学部長，菅井歯学部長，
吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，西村社会科学研究科長，
楯理学研究科長，山田先端物質科学研究科長，安井医歯薬保健学研究院長，
片岡医歯薬保健学研究院副研究院長，植松生物圏科学研究科長，藤原国際協力研究科長，
岩永評価委員会委員長，坂田女性研究活動委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(議事1)

● 平成27年度補正予算について

(越智学長提案，松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明，別紙1)

◇ 平成27年度の予算編成後，状況の変化により補正予算を編成する必要が生じたことから，補正予算を編成する。

まず，「収入の増減」において，「大学分」については特別運営費交付金として，学長のリーダーシップ発揮のための経費として約6,500万円，年俸制導入促進費1億1,000万円の追加交付があり，過去の実績をもとに積算していた学生納付金は，この半年の実績を踏まえて3,900万円の増を見込み，その他の収入，間接経費，財務収入等はサタケメモリアルホールの利用停止などにより約6,400万円減，その他2,100万円減で計8,500万円の減が見込まれるが，「大学分」全体として1億3,400万円の収入増となる。「病院分」については病床稼働率の増等により約6億9,000万円増が見込まれる。「共通分」は前年度の実績で積算していたものを，この半年の実績を踏まえて見直したところ収入減となり，内訳は受託研究等の収入が1億5,000万円増，寄付金収入が185万円減，補助金(機関補助)が5億円減で3億5,000万円の減額補正を行うものである。

次に「支出の増減」において，「大学分」特別事業経費について，学長リーダーシップ経費等分約6,500万円，人件費については，年俸制導入促進費の追加交付分1億1,000万円，その他の支出事項については教育研究設備費が1,600万円減，間接経費の収入見込み減による配分の減ということで約2,700万円減，計4,300万円減の執行状況に応じた見直しを行うもの。「病院分」については，収入増に伴う支出の補正を行うもの。「共通分」については，補正収入の各事項の増減に応じてそれぞれに対応する事業等に配分する。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事2)

● 平成27年12月期役員の期末手当の支給額について

(越智学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙2)

- ◇ 学長及び監事(常勤監事)に支給する期末手当の支給額については, 役員報酬規則第7条第5項の規定に基づき, 役員在職期間における業績を勘案し, 経営協議会の議を経て100分の10の範囲で増減することができることとなっているが, 平成27年12月期においては, 特に増額又は減額を行わないこととする。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・学長及び監事の評価について

(議事3)

● 職員給与規則及び役員報酬規則の改正について

(越智学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

- ◇ 本学の役職員の給与制度の改正については, 国家公務員給与法の改正内容を参考に財政事情を考慮して行うこととしている。現在, 給与法の改正内容が示されていないが, 平成27年人事院勧告を踏まえて改正の準備を進めたく提案する。なお, 給与法の改正内容が今回の内容と異なる場合は, 再度提案することとし, また, 改正時期については, 給与法の改正時期に合わせて改正することとする。本給については, 民間給与との較差0.36%を埋めるために俸給表の水準を引き上げると, 平均0.4%増となり, 行政職(一)では若年層は2,500円程度, その他はそれぞれ1,100円の引き上げとなる。その他の俸給表は行政職(一)との均衡を基本に改定し, 指定職については各号俸2,000円の引き上げとなるため, 本学もこれに沿って改正をしたいと考えており, なお, 教育職については, 国家公務員に同様の俸給表がないため, 国大協(国立大学協会)が作成する資料を参考に改正することとする。本給の調整額についても増額改定されると思われるので同様に改正することとする。次に, 諸手当について, 地域手当は改定を行わないこととする。初任給調整手当, 勤勉手当は人事院勧告と同様に改正することとする。実施時期については, 給与法の改正時期に合わせて実施とする。退職手当は引き上げ後の本給をベースに算出をする。また契約職員及び非常勤職員については, 従来どおり雇用契約期間中のため改正は行わない。なお役員報酬, 非常勤役員の手当については, 常勤職員の俸給の引き上げに伴い基礎額を上げることとする。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・人事院勧告を根拠にすることについて
- ・特別調整手当のその他の地域の支給割合について

(報告1)

● 平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果について

(越智学長報告, 資料1)

- ◇ 平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果について, 国立大学法人評価委員会から通知があり, 「全体評価」としては, 目標達成に向けて学長のリーダーシップの下, 「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいると評価されている。「項目別評価」としては, 「財務内容の改善」, 「自己点検評価及び情報提供」, 「その他業務運営」に関しては順調に進んでいると評価されたが, 「業務運営の改善及び効率化」については大学院専門職学位課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等が総合的に勘案され概ね順調に進んでいるという評価を受けた旨報告があった。

(特に質疑応答なし)

(報告2)

● 財政制度等審議会における指摘事項に対する対応について

(松ヶ迫理事(財務・総務担当)報告, 資料2)

◇ 財政制度等審議会において国立大学の運営費交付金を今後15年間に毎年1%の削減をするなどの指摘があり、11月24日の財政制度審議会では見送りとなったが、運営費交付金等の厳しい状況は変わらない。国立大学がその役割を果たして国民の期待に応えていくためには運営費交付金の確保が大変重要であり、この指摘事項を含めて、文部科学省から反論が出されている。

資料2-1の運営費交付金の金額については、年度の繰り越し計上されており、財務省の額では平成16年度から平成25年度までは647億円の減となっているが、正確には1,623億円の減となる。なお、平成16年度から平成27年度では1,470億円の減となり、基盤的経費が年々減少している。特に人件費は、人件費の抑制によって安定して教育・研究に打ち込める任期を付さないポストが減少し、任期付きの若手教員が大幅に増加している。また、将来のキャリアパスの不安から優秀な大学院生の確保が困難となっている。病院においては、診療収入を確保するため診療時間の増加等により研究時間が減少し、韓国、中国は論文数が増加しているが、日本は減少している。日本の国際競争力が低下していく恐れがある。

資料2-2については、運営費交付金を削減して自己収入を増加させることについては、自己収入のうち寄附金や産学連携等収入については増加してはきているが、民間の景気に左右されるため大幅な増を見込むことは難しく、また、用途が限定されており、運営費交付金のように基盤的経費とはできず、また、自己収入の増加分を授業料で補うとなれば授業料の大幅な値上げが必要になり、授業料の引き上げによって経済的理由で大学進学を断念する若者も増加する恐れもある。

資料2-3の国立大学の学生数、教職員数の推移については、学生数が平成19年度以来、約17,000人減少、しかし教職員は20,000人(教員数3,686人、職員数17,829人)の増加となっているが、教員の増加は外部資金による特定の業務に従事する任期付きの教員が増加したもので、任期のない教員は減少している。また、職員の増加については、主に病院の看護師等の増員や、外部資金による任期付き職員が増えたものである。

以上のことから、安定的な教育研究環境の確保のためには、基盤的経費の確保は不可欠である旨報告があった。

なお、次のとおり学長から補足説明があった。

◇ 運営費交付金で安定的な教育・研究に取り組める環境のための支援について

(その他)

○ 人文社会系を改革・整理するよという文部科学省の意向を聞いているが、広島大学のような総合大学は、文系も必要不可欠な教育研究分野である。これらを財政面だけで統廃合するべきではないと思うが、今は従来のものを守ろうとするのではなく、発展的な改革が求められているのではないか。守るべきものは守ることが必要であるが、発展するためには切り捨てるものは切り捨て、将来を見据えた改革も検討・推進されるようお願いする。

また、学長はリーダーシップを発揮され、構成員も自分たちのことと認識し、良い形にしていただけることを希望し、期待する。

以上